

有害大気汚染物質の状況

(1) 概要

- ・有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248 物質）のうち、優先取組物質 21 物質と水銀及びその化合物、計 22 物質・23 項目^(注)について、調査を行った。
- ・魚崎自排局、灘浜一般局、兵庫南部一般局、西神一般局、須磨一般局、垂水自排局の 6 地点において、24 時間測定を月 1 回の頻度で年 12 回実施した。

(2) 調査結果

- ・環境基準が定められている 4 物質（ジクロロメタン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ベンゼン）については全て環境基準を達成した。
- ・環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が定められている 11 物質（アクリロニトリル、アセトアルデヒド[※]、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガ及びその化合物）については、全て指針値を下回っていた。

表 有害大気汚染物質調査結果（2025 年度：年平均値）

項 目	魚崎 自排局	灘浜 一般局	兵庫 南部 一般局	西神 一般局	須磨 一般局	垂水 自排局	平均	環境基準 (指針値)	備考
アクリロニトリル (μg/m ³)	0.027	0.04	0.13	0.0055	0.067	0.048	0.053	(2 以下)	優 先 取 組 物 質
アセトアルデヒド [※] (μg/m ³)	－	1.9	1.8	－	－	－	1.8	(120 以下)	
塩化ビニルモノマー (μg/m ³)	0.012	0.017	0.015	0.035	0.014	0.019	0.019	(10 以下)	
塩化メチル (μg/m ³)	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	(94 以下)	
クロム及びその化合物 ^(注) (ng/m ³)	－	3.0	3.5	－	－	－	3.2	－	
六価クロム化合物 ^(注) (ng/m ³)	－	0.11	0.15	－	－	－	0.13	－	
鉛及び三価クロム化合物 ^(注) (ng/m ³)	－	2.9	3.4	－	－	－	3.2	－	
クロホルム (μg/m ³)	0.25	0.15	0.15	0.14	0.13	0.15	0.16	(18 以下)	
酸化エチレン (μg/m ³)	0.048	0.055	0.057	0.22	－	－	0.095	－	
1,2-ジクロロエタン (μg/m ³)	0.31	0.16	0.16	0.15	0.14	0.13	0.18	(1.6 以下)	
ジクロロメタン (μg/m ³)	0.97	0.94	1.0	2.1	0.88	0.94	1.1	150 以下	
テトラクロエチレン (μg/m ³)	0.061	0.21	0.061	0.034	0.042	0.034	0.074	200 以下	
トリクロエチレン (μg/m ³)	0.051	0.11	0.057	0.073	0.044	0.044	0.063	130 以下	
トルエン (μg/m ³)	6.0	9.8	7.6	5.9	5.8	7.0	7.0	－	
ニッケル化合物 (ng/m ³)	－	2.6	6.8	－	－	－	4.7	(25 以下)	
ヒ素及びその化合物 (ng/m ³)	－	0.69	0.80	－	－	－	0.74	(6 以下)	
1,3-ブタジエン (μg/m ³)	0.038	0.034	0.029	0.027	0.024	0.045	0.033	(2.5 以下)	
ベリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	－	0.014	0.011	－	－	－	0.012	－	
ベンゼン (μg/m ³)	0.53	0.53	0.53	0.49	0.48	0.58	0.52	3 以下	
ベンゾ[a]ピレン (ng/m ³)	－	0.069	0.069	－	－	－	0.069	－	
ホルムアルデヒド [※] (μg/m ³)	－	1.8	1.5	－	－	－	1.6	－	
マンガ及びその化合物 (ng/m ³)	－	14	17	－	－	－	16	(140 以下)	
水銀及びその化合物 (ng/m ³)	－	1.6	1.7	－	－	－	1.6	(40 以下)	－

(注) 優先取組物質のうち「クロム及び三価クロム化合物」は直接分析定量ができないため、「クロム及びその化合物」として測定を行い、その測定値より「六価クロム化合物」の測定値を差し引いたものを「クロム及び三価クロム化合物」の量とすることとされている。